

○さつま町水道事業給水条例施行規則

平成17年3月22日

規則第136号

改正 平成27年4月1日規則第16—1号

平成30年3月30日規則第15—3号

平成30年5月30日規則第16—1号

令和元年9月30日規則第5—1号

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第4条—第15条)

第3章 給水(第16条—第22条)

第4章 料金及び手数料等(第23条—第30条)

第5章 管理(第31条・第32条)

第6章 貯水槽水道(第33条)

第7章 補則(第34条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、さつま町水道事業給水条例(平成17年さつま町条例第167号。以下「給水条例」という。)第42条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の種類認定)

第2条 給水装置の種類及び用途並びに水道メーター(以下「メーター」という。)の口径は、管理者が認定する。

(共用給水装置の設置)

第3条 共用給水装置は、次の各号のいずれかに該当するものでなければ、これを設置することができない。

- (1) 公私の扶助を受けて生活を営む者又はこれに準ずる者で専用給水装置の設置が困難であると管理者が認める者
- (2) 配水管から遠距離のため各戸配管が適当でないと管理者が認めるとき。
- (3) その他管理者が特に必要があると認めるとき。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の構成及び附属用具)

第4条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、メーターボックス他附属用品を備えなければならない。

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水条例第4条に規定する給水装置の新設、改造又は修繕の申込みは、給水装置新設・改造・修繕工事申込書(第1号様式)により行わなければならない。

(利害関係人の同意書の提出)

第6条 給水条例第4条第2項の規定により、管理者が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提出者はそれぞれ当該各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。給水装置所有者の給水管所有者分岐同意書

(給水装置工事申込書)

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋等に給水装置を設置しようとするとき。土地又は家屋所有者の土地家屋使用承諾書

(3) 前2号の規定による書類を提出できないとき。給水装置工事申込者の誓約書

(開発等の事前協議)

第7条 給水条例第6条の協議は、開発給水協議書の提出をもって行う。

2 管理者は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査の上、その結果を当該申請者に書面により回答する。

(給水装置使用材料)

第8条 管理者は、給水条例第8条第2項に定める設計審査又は工事検査において、さつま町水道事業指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 給水条例第9条の規定による構造及び材料の指定は、次に定める基準により行う。この場合において管理者は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

(1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れてい

ること。

- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 給水条例第9条の規定による管理者が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。この場合において、管理者は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 産業標準化法(平成30年法律第33号)第30条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に、同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
 - (2) 製品が政令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
 - (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第6条に定める構造、材質基準への適合性を証明したもの
- 3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認める場合は、前各号の規定により管理者が指定した材料を使用することができる。
- 4 管理者は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないとき、当該材料の使用を制限することができる。
- 5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事務所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所、その他必要があると認める箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水槽の入水口の逆止弁とする。

(給水管の口径)

第10条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

(給水管理設の深さ)

第11条 給水管は、国道、県道その他の公道内は、当該道路管理者が指示する深さとし、私道内においては50センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合はこの限りでない。

(メーターの設置位置等)

第12条 メーターは、次に定める基準に基づき設置する。

- (1) 敷地の正面入口又は建物の玄関付近
- (2) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (3) 乾燥していて汚水が入りにくい場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所

(メーターの設置基準)

第13条 給水条例第18条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認める場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水槽以下の装置にメーターを設置することができる。

3 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

(受水槽以下の装置)

第14条 管理者が、前条第2項に定める、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 受水槽以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。
- (2) 受水槽以下の装置が住居の用に供される部分(以下「住宅部分」という。)と非住宅部分とに区分され、各部分の水道使用が異なるとき。

2 受水槽以下の装置にメーターを設置する基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分(以下「共用部分」という。)を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。
- (2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。

- ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。
- イ 非住宅部分について管理者が計量上必要があると認めるときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置することができる。
- 3 前項各号の共用部分について管理者が特に必要があると認めるときは、当該部分にメーターを設置することができる。
- 4 メーターを設置する受水槽以下の装置は、次に適合するものでなければならない。
- (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気及び防寒等の必要な装置が設けられていること。
 - (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
 - (3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。
- 5 受水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、管理者がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。
- 6 メーターは、あらかじめ管理者に届け出て、給水条例第8条第1項に規定する管理者の指定する者が工事を施行した受水槽以下の装置でなければ設置しない。
- 7 受水槽以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。
(危険防止の措置)

第15条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破壊装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、町の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれのある管又は衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管には、ポンプを直結させてはならない。
- 6 防火水槽、受水槽、又はプール等の給水管の出口は落とし込みとし、その位置は満水面より管の口径以上の高さに設けなければならない。ただし、口径が50ミリメートル以下の場合、その高さを最小50ミリメートルとする。
- 7 瞬間湯沸器に給水管を直結する場合は、チャッキ・バルブ又は甲止栓を水平に取付け、ウォ

ータークーラー、冷房機その他特殊器具は、有効な真空破壊装置の適切な逆流防止措置を備えた場合のほか、給水管に直結してはならない。この場合において、器具には必ず水抜装置を取り付けなければならない。

第3章 給水

(給水管防護の措置)

第16条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠ぺいにかかわらず、防寒措置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(給水の申込み)

第17条 給水条例第15条に規定する給水の申込みは、水道使用異動届(第2号様式)により行う。

(代理人の選定届等)

第18条 給水条例第16条の規定による給水装置の所有者の代理人選定又は変更の届出は、給水装置代理人届(第3号様式)により行う。

(管理人の選定届)

第19条 給水条例第17条の規定による管理人選定の届出は、給水装置管理人届(第4号様式)により行う。

(メーターの破損弁償)

第20条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失又は損傷したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、給水条例第19条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用に関する届出)

第21条 給水条例第20条の規定による届出は、次に定めるところによる。

(1) 給水装置の使用を廃止し、又は中止しようとするときは、水道使用異動届(第2号様式)により行う。

(2) メーターの口径又は用途を変更しようとするときは、給水装置口径・用途変更届(第5号

様式)により行う。

(3) 消火演習に消火栓を使用するときは、消火栓使用届(第6号様式)により行う。

(4) 給水装置所有者に変更があったときは、水道使用異動届(第2号様式)により行う。

(給水装置及び水質検査の請求)

第22条 給水条例第23条第1項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書(第7号様式)により行う。

第4章 料金及び手数料等

(定例日)

第23条 給水条例第26条に定める「定例日」は、毎月1日から10日までの間とする。ただし、やむを得ない事情による場合は、これを変更することができる。

(料金等の納入期限)

第24条 給水条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあつては納入通知書を発したその月の末日、その他の納入金は別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

(過誤納による清算)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)を徴収後その料金の算定に過誤があつたときは、翌月以降の料金において清算する。

(メーター検針票)

第26条 メーターを検針したときは、水道使用者にメーター検針票を交付する。

(使用水量の端数計算)

第27条 当月分の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は翌月分に算入する。ただし、水道の使用を廃止し、又は停止する場合の端数は切り上げるものとする。

(使用水量の認定)

第28条 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3月間の使用水量又は前年の同3月間の使用水量その他の事実を考慮して認定する。

(臨時給水の申込み)

第29条 給水条例第30条に規定する臨時使用の申込みは、臨時給水使用届(第8号様式)により行う。

(料金等の軽減又は免除)

第30条 給水条例第35条の規定により減額又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち管理者が認めるものに対して行う。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受ける者の負担金
 - (2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
 - (3) 不可抗力による漏水に起因する料金
 - (4) 前各号に定めるもののほか、管理者が公益上、特別の理由があると認めるもの
- 2 前項の規定による料金等の減額又は免除の申請は、水道料金等減免申請書(第9号様式)により行う。
- 3 管理者は、前項の申請の提出があった場合は、速やかに調査の上、減額又は免除の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

第5章 管理

(措置命令)

第31条 給水条例第36条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書(第10号様式)により行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(水道使用上の注意)

第32条 給水用機器にホース等を接続して使用するとき、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

第6章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第33条 給水条例第41条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に掲げる管理基準に従い、管理しなければならない。

- (1) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する厚生省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - (4) 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- 2 前項の管理に関し、1年以内ごとに1回、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行わなければならない。

第7章 補則

(その他)

第34条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、平成17年度から適用し、平成16年度については、それぞれ合併前の宮之城町水道事業給水条例施行規則(平成10年宮之城町規則第15号)、宮之城町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和60年宮之城町規則第7号)、鶴田町中央地区簡易水道事業給水条例施行規則(平成10年鶴田町規則第10号)、鶴田町簡易水道事業給水条例施行規則(平成10年鶴田町規則第11号)又は薩摩町簡易水道事業給水条例施行規則(平成10年薩摩町規則第2号)の例による。

附 則(平成27年4月1日規則第16—1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第15—3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月30日規則第16—1号)

この規則は、平成30年5月30日から施行する。

附 則(令和元年9月30日規則第5—1号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

受 付 印		委 任 状				
		委任事項	下記場所の水道工事一切			
		委任代理者	(指定工事業者) 住 所 氏 名 印			
		委 任 者	印			
区 分	課 長	水道管理係長	工務係長	係	受 付	水道技術管理者
乙						
新 設 給 水 装 置 改 造 工 事 申 込 書 修 繕 さつま町長 殿 年 月 日 申込						
地 区 名						
給水装置所在地	薩摩郡さつま町					
申 込 者 (所 有 者)	住 所 フリガナ 氏 名 印 (TEL)					
給 水 装 置 代理人・管理人	代理人 有 ・ 無 管理人 有 ・ 無					
分 岐 承 諾 者	住 所 氏 名 印 (TEL)					
土 地 家 屋 承 諾 者	住 所 氏 名 印 (TEL)					
口 径	mm		申請場所の付近見取図			
メーター番号						
検定満了日	/					
給水負担金	円					
設計・検査手数料	円					
納付年月日	年 月 日					
使 用 者						
電 話 番 号						
勤 務 先						
給 水 人 員	人					
着工予定日	年 月 日					
完成予定日	年 月 日					

平 面 図

※定規を使ってはっきり書くこと。



委 任 状

私所有の給水装置のうち、図面記載の公道部分の維持管理を町に委任いたします。

年 月 日

委 任 者

住 所

氏 名

印

(TEL

)

第2号様式(第17条, 第21条関係)

課長	係長	係

水道使用異動届

さつま町長 様

<p>届出をしたいものに○印を附してください。</p>		<p>年 月 日</p> <p>1 給水開始</p> <p>2 使用廃止</p> <p>3 使用休止</p> <p>4 使用(所有者)者 名義変更</p>
給水装置の場所	さつま町 アパート名等()	番地
使用者の住所	さつま町	番地
使用者のお名前	フリガナ	勤務先
生 年 月 日	年 月 日	
届けた方のお名前	フリガナ	
電 話 番 号		
①給水開始	前回使用者	
	給水開始日時	年 月 日()時
	料金支払方法	1 口座振替 2 納付書
②使用廃止	連絡先	
	廃止日時	年 月 日()時
	料金精算方法	1 口座振替 2 窓口 3 納付書
③使用休止	連絡先	
	廃止日時	年 月 日()時
	料金精算方法	1 口座振替 2 窓口 3 納付書
④使用者 (所有者) 名義変更	新使用(所有者)	フリガナ
	旧使用(所有者)	
	変更理由	
◆備考◆		

水道課記入欄

事業名	
系統名	
水道番号	
検針番号	

メーター番号	
メーター口径	
検定満了日	
指 針	
閉開検月日	
前回指針	

用 途	一般 営業 その他()
使用人数	

第3号様式(第18条関係)

課長	係長	係

給 水 装 置 代 理 人 届

年 月 日

さつま町長 様

さつま町水道事業給水条例第16条の規定により、下記のとおり給水装置の代理人を選任しましたので、届け出ます。

給水装置所在地	
代理人の氏名	
住 所	

給水装置所有者 住所 _____
氏名 _____

事業名	
水道番号	

第4号様式(第19条関係)

課長	係長	係

給 水 装 置 管 理 人 届

年 月 日

さつま町長 様

さつま町水道事業給水条例第17条の規定により、下記のとおり給水装置の管理人を選任しましたので、届け出ます。

給水装置所在地	さつま町
管理人の氏名	
住 所	

届出者 氏名 _____
氏名 _____
氏名 _____
氏名 _____
氏名 _____

事業名	
水道番号	

第5号様式(第21条関係)

課長	係長	係

給水装置口径・用途変更届

年 月 日

さつま町長 様

さつま町水道事業給水条例第20条第1項第3号の規定により、下記のとおり給水装置の口径・用途を変更したいので、届け出ます。

給水装置所在地	さつま町		
種 別	新	旧	備考
口 径			
用 途			
変 更 年 月 日			

給水装置使用者 住所 _____
氏 名 _____

給水装置所有者 住所 _____
氏 名 _____

事業名	
水道番号	

第6号様式(第21条関係)

課長	係長	係

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

さつま町長 様

さつま町水道事業給水条例第20条第1項第4号の規定により、下記のとおり消火栓を消火演習に使用したいので、届け出ます。

給水装置所在地	さつま町
管理人の氏名	地上式 地下式
住 所	月 日 時 分から 月 日 時 分まで

届出者 住 所 _____
氏 名 _____

立会者職氏名 _____

第7号様式(第22条関係)

課長	係長	係

給水装置
水質
検査請求書

年 月 日

さつま町長 様

請求者 住所 _____
氏名 _____

さつま町水道事業給水条例第23条の規定により、給水装置 検査を請求いたします。
水質

1. 給水装置所在地 さつま町

2 検査請求の理由(詳細に記入してください。)

.....
.....
.....
.....
.....
.....

事業名	
水道番号	

第8号様式(第29条関係)

受付 年 月 日 No. 号

臨時給水使用届

課長	係長	係

給水装置箇所 さつま町

公民会

申込者 住所

氏名

給水使用期間 年 月 日から

年 月 日まで

上記のとおり臨時給水を開始したいので、お届けします。

メーターの保管は善良な管理者の注意をもって管理します。

もし、管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損したときは、さつま町水道給水条例第30条の規定に従い、損害額を弁償します。

年 月 日

さつま町長 様

指定工事業者 住所

氏名

メーター貸与年月日	年 月 日	検 針 票	— —
メーター始針・検満	㎡ /	料 金 台 帳	第 号
メーター番号	第 号	給 水 人 口	人
施設台帳番号	第 号	水 道 番 号	

きりとりせん

年 月 日

様

さつま町長

臨時給水使用について

- この臨時給水使用届は、町の給水工事完成検査まで臨時給水を必要とする届けに使用するもので、年 月 日から 年 月 日までとなっています。
- 工事が完了したら直ちに完成検査を受けて、正式の給水使用届を提出してください。

第9号様式(第30条関係)

課長	係長	係

水道料金等減免申請書

年 月 日

さつま町長 様

請求者 住所 _____
氏名 _____

さつま町水道事業給水条例第35条の規定により、水道料金等について減免していただきたく、下記のとおり申請します。

減免の種類	1 水道使用料 2 その他()
減免を受ける前の金額	
減免申請額	※1
申請の理由	1 不可抗力による漏洩のため 2 その他() ・漏水発見日(年 月 日) ・修繕箇所と内容

※1 水道課で記入します。

◆水道課記入欄◆

給水装置所在地	さつま町		
納入通知書番号	第 号	申請月分	年 月分
使用水量	m ³	水道料金	円
事業名		水道番号	
備考			

※ 修繕工事の領収書、又は別紙証明書を添付してください。

別紙

漏水箇所修繕証明書

給水装置所在地	さつま町
給水装置所有者	
修繕依頼年月日	年 月 日
修繕完了年月日	年 月 日
修繕箇所と内容	

上記のとおり漏水修繕が完了したことを証明します。

年 月 日

指定給水装置工事事業者

さつま町長 様

第10号様式(第31条関係)

さ 水 第 号
年 月 日

給水装置の管理義務違反に関する指示書

_____ 様

さつま町長



貴殿の管理する給水装置について検査の結果、管理上の義務違反が認められましたので、さつま町水道事業給水条例第36条の規定により、下記のとおり改善されますよう指示いたします。

給水装置の所在地	さつま町
管理義務違反事項	
改善指示事項	
改善期限	年 月 日

第1号様式(第5条関係)

第2号様式(第17条, 第21条関係)

第3号様式(第18条関係)

第4号様式(第19条関係)

第5号様式(第21条関係)

第6号様式(第21条関係)

第7号様式(第22条関係)

第8号様式(第29条関係)

第9号様式(第30条関係)

第10号様式(第31条関係)